

保 育 所 の 概 況

令和7年4月1日現在

保育所名	北九州市立 貴保育所			施設長名	東 裕美子
所 在 地	〒 800-0244 北九州市小倉南区上貫二丁目2番41号				
電話番号	093-472-7447	FAX番号	093-472-7447	認可年月	昭和51年10月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他() 1階建(階部分)				
------	-----------------------------------	--	--	--	--

建物延床面積	461.79 m ²
--------	-----------------------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	※利用児童数は R7年4月時点
2号定員				46人 (44人)			46人 (44人)	
3号定員	7人 (6人)	27人 (26人)					34人 (32人)	
開所時間	7:30	～ 17:50 (延長19:00)		保育短時間の 受入時間帯	9:00	～ 17:00		
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)							

職員数	26人	内 訳 : 施設長(1人) 保育士(23人) 調理員(委託業者2人) その他(1人)
-----	-----	--

施設の目的 運営の方針 保育の方針	【施設の目的及び運営の方針】 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。 【保育の方針】 子ども達が元気で楽しく遊べるように、お家の方たちが安心して働けるように、家庭的な雰囲気の中で子ども同士の関わりを大切にしながら保育をしています。 ○目指す子ども像 ・意欲的に遊び、豊かな感性をもつ子ども ・人の話を聞き、自分の思いを表現できる子ども ・人との関わりを喜び、思いやりや協調性のある子ども ・生活に必要な基本的な習慣やマナーが身についた子ども
-------------------------	--

1 日 の 過 ぎ し 方	
------------------	--

保育所名	北九州市立 貫保育所
------	------------

年間行事 予 定	4月 進級式 入所説明会	10月 秋の遠足・芋ほり 健康診断
	5月 親子遠足・健康診断 シルエット劇場(年長児)	11月 運動会 総合避難訓練・おいもパーティー
	6月 ふれあい保育・4,5歳児歯科検診 プラネタリウム(年長児)	12月 ふれあい保育 クリスマス会
	7月 七夕集会・プール開き 宿泊保育(年長児)	1月 生活発表会
	8月 プール大会 卒園児招待	2月 節分
	9月 めきっこまつり	3月 ひなまつり・お別れパーティー 卒園式・修了式

※感染症防止の為、行事の変更があります。あらかじめ、ご了承下さい。

各種保育 事業の 実施状況	《延長保育》 通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。 《障がい児保育》 障がい児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。 《地域活動事業》 親子遊びの『楽しい貫の会』を略称し『たぬきの会』を開催しています。地域の親子が保育所に遊びに来て一緒に遊んだり散歩に行ったりしています。
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	---

実費に係る 利用 者 負 担 金	● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。 ● 日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ● 保護者会費(月額 250円) → イベント運営経費、講師料などに使用するもの。 ● 帽子代金(1個 1100円) → 児童の健康と安全を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの。
---------------------------------	--

そ の 他 特 記 事 項	【緊急時における対応方法】 ● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ● 事故の状況や事故に際しての対応について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。
------------------	--